

臨時休業の判断基準について

1 荒天における臨時休業の判断について

(1) 次のア～カに掲げる気象警報や避難情報が、当日の午前6時から午前8時30分始業時までの間に発令された場合は、「臨時休業」とする。

ア 特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報）

[安佐北区、安佐南区のいずれかに発令]

イ 大雨警報と洪水警報の両方[安佐北区、安佐南区のいずれかに発令]

ウ 暴風警報・暴風雪警報[安佐北区、安佐南区のいずれかに発令]

エ 大雪警報 [安佐北区、安佐南区のいずれかに発令]

オ 台風接近中の大雨警報[安佐北区、安佐南区のいずれかに発令]

カ 避難指示[可部南小学校区に発令]

(2) (1)のア～カに掲げる気象警報発令の有無によらず、当日の午前6時の段階でJR可部線において荒天により運行がなされない場合（計画運休・運転見合わせ等）は「臨時休業」とする。

2 大型地震発生における臨時休業の判断基準について

次のア～ウに掲げる災害情報が、学校が位置する安佐北区において、前日の午後5時から当日の午前8時30分まで発表されている場合または発生した場合には、当日を「臨時休業」とする。

ア 特別警報（震度6弱以上を予測した場合の緊急地震速報）*

イ 震度5弱以上

ウ 長周期地震動階級3以上

* 過去の地震発生時の調査から震度6弱以上の揺れになると建物の全壊率が高くなることがわかっており、重大な災害の起こるおそれがあるという特別警報の基準に合致するため、気象庁では震度6弱以上を予測した場合の緊急地震速報を特別警報に位置付けている。

3 当日の対応

(1) 臨時休業とした場合、生徒は自宅等で身の安全を確保する。

(2) 自宅（安佐北区、安佐南区以外）のある地域に上記1(1)ア～カの気象警報や避難情報が発令されている場合、もしくは通学上危険が伴う状況と判断される場合は特別欠席として扱い、生徒は自宅等で身の安全を確保する。

(3) 上記2ア～ウに掲げた災害情報が「登校中に発表され、または発生し、学校に登校した場合」、「在校中に発表された場合または発生した場合」、「下校中に発表され、または発生し、学校に戻ってきた場合」は、原則として①『保護者が迎えに来るまで、学校待機とする。』または②『災害の状況により、保護者と連絡が取れ、安全が確認できれば、順次下校させる。』こととする。

4 定期試験日についての対応

当日実施できなかった試験については、予定されていた試験期間最終日の翌日（日曜日・祝日の場合は直近の課業日）に延期して実施する。

5 その他

(1) 模擬試験や各行事については、ホームページ等で変更を連絡する。

(2) 上記1・2に当てはまり臨時休業の判断がなされた場合、部活動は、原則、実施しない。